

「納税の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が **100万円以下** の場合には、「財産収支状況書」(⇒10 ページ)を「納税の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が **100万円を超える** 場合には、「財産収支状況書」に代えて、「財産目録」(⇒14 ページ)及び「収支の明細書」(⇒18、19 ページ)を添付して提出する必要があります。

取受印

所轄の税務署名を記載してください。

郵便番号、住所(又は所在地)、電話番号、携帯電話及び氏名(又は名称)を記載し、押印してください。
※ 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

1 千代田 税務署長殿

申請書を提出する日を記載してください。

国税通則法第46条第2項第2号(第5号の場合、第 号類似)の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

| | | |
|-------|--|---------------------|
| 申請者 | 住所所在地 〒×××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号 〇〇(△△)×××× 携帯電話 〇〇(△△△△)×××× | 申請年月日 令和〇〇年4月20日 |
| 氏名称 | 国税 太郎 (国税) | 通付日押印 |
| 法人番号 | | 申請番号 |
| 通知年月日 | | 知照年月日 |

| 年度 | 税目 | 納期限 | 本税 | 加算税 | 延滞税 | 滞納処分費 | 備考 |
|----|-------|---------|---------|-----|-----|-------|------|
| ×× | 申告所得税 | 〇〇・3・15 | 250,000 | | 要 | | ××年分 |
| 合計 | | | 250,000 | | | | |

申請者が法人である場合には、法人番号を記載してください。

2 ②イ～ホの合計 250,000 ③現在納付可能資金額 50,000 ④納税の猶予を受けようとする金額 (②-③) 200,000

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

3 猶予該当事実の詳細
令和××年9月に交通事故に遭い、同月から令和〇〇年2月まで〇〇病院に入院し、その後も通院している。
一時に納付することができない事情の詳細
〇〇病院に治療費及び入院費として62万円を支払い、××生命保険から保険金32万円を受領しているため、差引金額である30万円が、猶予該当事実があつたことによる支出となっている。

| 年月日 | 納付金額 | 年月日 | 納付金額 | 年月日 | 納付金額 |
|-----------|----------|-----------|------------------|-----|------|
| 令和〇〇・4・30 | 45,000 円 | 令和〇〇・8・31 | 20,000 円 +延滞税 | | |
| 令和〇〇・5・31 | 30,000 円 | | | | |
| 令和〇〇・6・30 | 45,000 円 | | | | |
| 令和〇〇・7・31 | 30,000 円 | | | | |

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

4 猶予期間 令和〇〇年4月20日から令和〇〇年8月31日まで 5月間
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日(ただし、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日)

5 担保 有 担保財産の詳細又は 無 提供できない特別の事情

税理士署名押印 (電話番号 - -)
 税理士法第30条の書面提出有

添付する書類欄

| 100万円以下の場合 | 100万円超の場合 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 | <input type="checkbox"/> 収支の明細書 |
| <input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 | <input type="checkbox"/> 財産目録 |
| | <input type="checkbox"/> 担保関係書類 |
| | <input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 |

申請書に添付する書類にチェックを記載します。

納税の猶予の申請をするときに、未納となっている国税を全て記載します。
延滞税については、本税の金額を納付していないときは、「要」と記載します。
「備考」欄には、国税の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載し、納税の猶予を受けようとするものに○印を付けます。

《記載例》

- 令和××年4月分の源泉所得税 ⇒ 「××年4月分」
- 令和××年3月期の消費税及び地方消費税 ⇒ 「××年3月期」
- 令和××年3月期の法人税 ⇒ 「××年3月期」

「財産収支状況書」(⇒10 ページ)の「4 分割納付計画(B)」欄から転記します。
※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「収支の明細書」(⇒19 ページ)の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日(C)」欄及び「⑥分割納付金額(D)」欄を転記します。

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。
※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき国税の法定納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

1 「国税通則法第46条第___項第___号（第5号の場合、第___号類似）の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。」欄

下線部に適用条項を記載します。適用条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

| | | |
|--------------------------------------|--|--|
| 災害等により納付困難となった場合の納税の猶予 | 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと | 国税通則法 第46条第2項第1号 |
| | 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと | 国税通則法 第46条第2項第2号 |
| | 納税者がその事業を廃止又は休止したこと | 国税通則法 第46条第2項第3号 |
| | 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと | 国税通則法 第46条第2項第4号 |
| | 納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと | 国税通則法 第46条第2項第5号 (第5号の場合、第●号類似)(*) |
| 本来の期限から1年を経過した後に納付すべき国税が確定した場合の納税の猶予 | 申告納税方式による国税 (申告所得税、法人税、消費税等) | 国税通則法 第46条第3項第1号 |
| | 賦課課税方式による国税 (酒税等) | 国税通則法 第46条第3項第2号 |
| | 源泉徴収による国税 (源泉所得税) | 国税通則法 第46条第3項第3号 |

* ●には、類似する号の号数を記載します。

2 「④納税の猶予を受けようとする金額（②-③）」欄

「納付すべき国税」の合計額から「財産収支状況書」(⇒10ページ)の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額(A)」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産目録」(⇒14ページ)の「4 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額(①-②)(D)」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の納税の猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額(*)が、猶予を認められる限度額となります。

* 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

《記載例》

| | | | | |
|--|---|-----------------------------|---|--|
| 250,000円 (納付すべき国税の合計額) | － | 50,000円 (現在納付可能資金額) | = | 200,000円(①) (納付を困難とする金額) |
| 620,000円 (治療費及び入院費) | － | 320,000円 (受領した保険金) | = | 300,000円(②) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失) |
| 300,000円(②) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失) | > | 200,000円(①) (納付を困難とする金額) | ⇒ | <u>200,000円</u> (この欄に記載する金額) |

※ 「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、納税の猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

3 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の納税の猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき国税が確定した場合の納税の猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由（*）により猶予を受けようとする国税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

* この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする国税を納付すべきことを知ったときから納税の猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね1か月程度）内に納税の猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

《記載例》

| 猶予該当事実の種類 | 「猶予該当事実の詳細」欄 | 「一時に納付することができない事情の詳細」欄 |
|--------------------------------|---|---|
| 災害等 | 令和××年9月○日、台風○号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。 | 店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。 |
| 病気・負傷 | 令和××年9月に交通事故に遭い、同月から3か月間○○病院に入院し、その後も通院している。 | ○○病院に治療費及び入院費として、令和××年9月から令和○○年2月までの間に合計89万円を支払い、××生命保険から保険金26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。 |
| 事業の休廃止 | 近隣に大型店舗が進出したことにより、令和××年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、令和××年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。 | 廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。 |
| 事業上の著しい損失 | 令和××年3月期は250万円の利益があったが、令和××年6月から主要取引先である○○社からの受注がなくなったこと等から、令和○○年3月期は150万円の損失となってしまった。 | 令和○○年3月期の損失150万円のうち、令和××年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。 |
| 本来の期限から1年を経過した後に納付すべき国税が確定した場合 | 原則として記載不要 (やむを得ない理由により猶予を受けようとする国税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。) | 納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円のみであり、残額25万円については、一時に納付することができない。 |

4 「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」（*）から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- 申請書を提出する日が猶予を受けようとする国税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

5 「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

この欄の記載方法については、「換価の猶予申請書」の「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄の記載方法の説明（⇒8、9ページ）と同様です。